# 知多市宅地開発等に関する指導要綱に基づく事業承認

# (事業区域面積3000㎡未満)事務フロー

都市計画法に基づく29条開発行為許可申請(正・副・写)④

事業計画承認・32条同意(条件付き)

県事務所へ進達 ↓ 県事務所での開発許可

※計画段階においては、事業計画を変更する度に愛知県開発許可技術基準に 適合しているかどうか、知多建設事務所に確認をすること。

# ≪工事着手から完了までの流れ≫ 着手届提出(市・県) 公共施設の引継ぎのある各所属での完了検査合格後 完了届提出(市・県) ⇒ 完了検査 ⇒ 完了検査済証の交付 完了公告(検査済証交付後2週間程度) ↓

## ≪主な公共施設管理部署(参考)≫

公共施設の引継ぎ

公共施設管理部署	公共施設	指導要綱基準
土木課(市道のみ)	道路	区域内4m、区域外取付道路4m
	雨水排水施設	
	道路安全施設	必要に応じ、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯
水道課	給水施設	
下水道課	汚水排水施設	
ごみ対策課	ごみ収集場所	

### ≪添付書類について≫

- ①事業計画承認願(正·副)
  - ·事業計画承認願(様式1)
  - ·事業計画書(様式1裏面)
  - · 誓約書(様式3)
  - ・事業実績経歴書(申請者に係るもの)
  - ·案内図(都市計画基本図1/2500以上)
  - ・公図(開発区域に接する道路、水路等隣接地の状況のわかるもの)
  - ・現況図
  - · 土地利用計画平面図
  - ・造成計画平面図(土地利用計画平面図と兼ねても良い)
  - ·造成計画断面図
  - ·排水計画平面図
  - ·公共公益施設設置計画書
  - · 公共施設詳細図
  - · 給水計画平面図
  - ·道路標準図
  - ・緑地配置図および求積図
  - ・その他必要に応じて 排水流域図、流量計算書、雨水排水調整施設構造図等
  - ・現況敷地写真
    - ─ 標識設置場所・標識の内容が確認できるもの(近景・遠景)■ 事業区域の現況の様子が確認できるもの(既設排水施設、接続道路等)
  - ・関係者への説明を行なった旨の経過書(HPに任意様式あり。) 隣地土地所有者、隣地建築物所有者、隣地建築物居住者、土木専門 員及び地区駐在員へ事業計画の説明を行なう。説明した日時、対象所 有地(居住地)、応対者、関係者からの意見・要望、事業者からの回答 等を記入する。
- ②都市計画法に基づく32条協議申請書(正・副)
  - ・32条協議申請書(任意様式:市参考様式有) 従前の公共施設一覧表(愛知県の様式による) 新設する公共施設一覧表(愛知県の様式による) 付替えに係る公共施設一覧表(愛知県の様式による)
  - ・実測図に基づく公共施設の新旧対照図 (一覧表と対照番号を一致すること)
  - · 土地利用計画平面図

- · 公共施設詳細図
- ※ 事業計画承認願と同時申請の場合は重複する書類については省略可

## ③指示事項書に対する回答書

- ・任意様式(市参考様式有)により、回答日、申請者氏名(押印)を記入し、指示事項書に付した番号に沿って指示事項とそれに対する回答を記入すること。
- ・各担当と協議した事項については、誰といつ協議したのか記入すること。
- ・協議中ではなく、了承を得た上で回答書を提出すること。
- ④都市計画法に基づく29条開発行為許可申請書(正・副・写)愛知県開発許可の実務の手引き 開発許可申請添付図書参照